国会事項

衆議院

要求書受領

三月十二日、内閣から、日本銀行総裁に黒田東彦を、同副総裁に岩田規久男及び中曽宏を任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

三月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案（松本剛明外四名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

答弁書受領

三月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石川知裕提出環太平洋経済連携協定交渉参加についての安倍総理の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟提出仁徳天皇陵内の事務所新築工事と飯場設置の可否に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書

参議院

議案受領（予備審査）

三月十二日内閣から次の議案が送付された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

電波法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

質問主意書提出

三月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

国の出先機関に関する質問主意書（江口克彦提出）（第五六号）

答弁書受領

三月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三提出厚生労働省労働基準局におけるサービス残業等の実態及び改善に向けた取組方針に関する質問に対する答弁書（第四四号）

参議院議員福島みずほ提出島根県西部地域における米軍による低空飛行訓練に関する質問に対する答弁書（第四五号）

参議院議員福島みずほ提出原子力発電所の新安全基準骨子案に関する質問に対する答弁書（第四六号）

参議院議員森田高提出麻生太郎金融担当大臣のゆうちょ銀行に対する発言に関する質問に対する答弁書（第四七号）

要求書受領

三月十二日内閣から、左記の者を日本銀行総裁及び同副総裁に任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月十九日辞職予定の白川方明の後任）（総裁）　黒田　東彦

（同日任期満了の西村清彦の後任）（副総裁）　岩田規久男

（同日任期満了の山口廣秀の後任）（同）　中曽　宏

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月十四日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（第二種資料に係る特例）

第九条　館長は、衆議院議長の所掌に係る物品管理事務取扱規程（昭和五十八年三月三十日議長決定）別表第一に掲げる第二種資料については、第七条第一項の規定にかかわらず、別に定める貸出承認書を交付することができる。この場合において、貸出しを受けた資料は善良なる管理者の注意をもって取り扱うことその他の必要な条件を付するものとする。

2　前項の貸出承認書の交付を受けた者は、前条第一項の規定にかかわらず、書留郵便その他これに類する方法（以下この条において「書留郵便等」という。）により、当該貸出承認書に係る資料の貸出しを受けることができる。

3　前項の規定により資料の貸出しを受けた者が当該資料を受領したときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により借用書を提出しなければならない。

4　第一項の規定により交付を受けた貸出承認書に係る資料を返却するときは、前条第二項の規定にかかわらず、書留郵便等によることができる。この場合において、前条第三項の規定を準用する。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

人事異動

内　閣

（内閣府本府規制改革推進室参事官）内閣府事務官　武藤　真郷

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（三月五日）

検査官　山浦　久司

会計検査院長を命ずる（三月八日）

財務副大臣　小渕　優子

（大臣官房審議官）財務事務官　武内　良樹

米州開発銀行総務会第五十四回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

米州投資公社総務会第二十八回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十五年三月三十一日までとする（各通）（三月十二日）

財　務　省

（名古屋税関中部空港税関支署次長）財務事務官　鈴村　春巳

名古屋税関中部空港税関支署長水井修外国出張不在中同支署長事務代理を命ずる（三月十一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月十一日午後二時二十七分御出門、東日本大震災二周年追悼式に御臨席のため、国立劇場（千代田区）へ行幸啓、同三時三十九分還幸啓になった。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月十二日（火）

○一般案件

一、主権回復・国際社会復帰を記念する式典の挙行について（決定）（内閣官房・内閣府本府）

一、義務付け・枠付けの第四次見直しについて（決定）（内閣府本府）

○法律案

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）

一、電波法の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（外務省）